<加賀市 生成 AI の利用ルール>

第 1.0 版 2023 年 5 月 31 日制定

加賀市の行政事務における生成 AI の ChatGPT/GPT-x.x¹ (以降、ChatGPT) 利用ルールを以下に示す。

<利用ルール>

- ・ ChatGPT には機密情報(機密性 2 以上)(*1)、個人情報、プライバシー情報を入力しないこと。
- ・ ChatGPT から個人情報、プライバシー情報を取得しないこと。
- ・ ChatGPT の結果(回答)は正確な情報ではない場合があることを認識し、また結果(回答)の理由や根拠を精査したうえで利用すること。
- ・ ChatGPT の利用の際に入力した情報を ChatGPT に学習データとして使用させない (蓄積させない) 設定としておくこと
- ・ 「ChatGPT を業務利用するためのマニュアル」に従って利用すること。

(*1)「加賀市情報セキュリティ対策基準及び実施手順」で定義している情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
機密性3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密	・支給以外の端末での作業の原則禁 止(機密性 3
	文書に相当する機密性を要する情報資産	の情報資産に対して)
機密性 2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密	・必要以上の複製及び配付禁止
	文書に相当する機密性は要しないが、直ち	・保管場所の制限、保管場所への必 要以上の電磁
	に一般に公表することを前提としていない	的記録媒体等の持ち 込み禁止
	情報資産	・情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗
		号化・パスワード設定や鍵付きケースへの格納
		・復元不可能な処理を施しての廃棄
		・信頼のできるネットワーク回線の 選択
		・外部で情報処理を行う際の安全管 理措置の規定
		・電磁的記録媒体の施錠可能な場所 への保管
機密性1	機密性2又は機密性3の情報資産以外の情	-
	報資産	

_

¹ x.x はバージョンを表す (GPT3.5 など)